

令和7年度（2025年度）
第4回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2026年2月3日（火）午後3時30分開会
場 所：か での 2 ・ 7 1 0 6 0 会 議 室

1. 開 会

○事務局（高橋環境政策課長） ただいまから令和7年度（2025年度）第4回北海道環境審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただき、また、開始が遅れましたことをおわび申し上げます。

本日の司会を務めます環境生活部環境保全局環境政策課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数16名のうち、オンラインでの参加委員を含めまして過半数の9名にご出席いただいておりますので、北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、次第、委員の皆様の名簿、配席図のほか、ご審議いただく資料としまして、次第にもございますとおり、資料1-1から資料1-2-2、資料1-6まで、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3-2まで、資料4を配付してございます。

また、本日ご欠席の上園委員から、資料4に対する意見が提出されておりますので、資料番号を振ってごさいませんが、机の上に配付をさせていただきます。

あわせまして、環境基本計画の冊子版も机の上にご用意させていただきます。毎回ではございますけれども、部数に限りがございますので、お帰りの際は机の上に置いてお帰りいただきますよう、お願い申し上げます。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと存じます。

また、オンラインでご出席の委員にお願いでございます。

ご発言の際は、手を挙げるボタンを押していただきまして、会長からのご指名の後、ご発言をいただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、以降の進行を吉中会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

2. 議 事

○吉中会長 皆さん、こんにちは。

今日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に沿って順次進めて参りたいと思っております。

まず、一つ目の議事です。

ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、本審議会でも何回かに渡ってご審議いただいていたものですが、先日の地球温暖化対策部会で審議結果をまとめていただいたということですので、まずはそのご説明をいただいた後、審議をしたいと思っております。

それでは、部会の佐藤部会長代理から、あるいは事務局から併せてご説明をお願いいたします。

○佐藤（友）委員 佐藤です。

本日、上園部会長が欠席ですので、代理で佐藤が説明いたします。

まず、資料1-1をご覧ください。

これまでの経過と今後の予定です。

まず、上にありますとおり、昨年5月20日にゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて諮問がありました。そして、調査、審議を地球温暖化対策部会に付託されております。

部会では、昨年の7月に第1回を行いまして、方向性の確認を行っております。その後、8月の本環境審議会におきまして、検討状況について報告を行いました。その後、9月と10月の部会におきまして、削減目標の設定や改定の素案の作成を行っております。その後、11月の本審議会におきまして、部会における検討の状況について報告しまして、委員の皆様からいただいたコメントを基に改定案を作成しております。その後、昨年の12月5日から今年の1月5日にかけてパブリックコメントを実施しました。パブコメで得られたご意見も踏まえまして、また、素案を作成して以降の状況の変化などもありましたので、それらを踏まえまして、先週の1月30日に温対部会を開催して取りまとめを行っております。

その内容につきましては、パブリックコメントの結果なども併せて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 事務局のゼロカーボン戦略課の中島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私から、ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについてご説明をさせていただきます。

資料1-1のご説明は佐藤（友）委員にさせていただいたところですが、1月30日に第5回の部会を開催しまして、そのときにパブリックコメントや状況の変化を踏まえ、素案から一部修正されておりますので、本日は、その点を中心にご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料1-2-1、資料1-2-2をご覧ください。

パブリックコメントの結果について、資料1-2-2はいただいた全てのご意見と道の考え方を取りまとめた資料となりますが、多くの意見をいただいたことから、概要の資料1-2-1により、素案の修正に関連するご意見についてご説明させていただきます。

まず、1の実施結果についてですが、昨年12月5日から本年1月5日まで意見を募集し、全体で16個人、3団体から82件のご意見をいただいたところであります。

2の意見の反映状況ですが、意見を受けて案を修正したものをA、案と意見の趣旨が同様と考えられるものをB、案を修正していないが、今後の施策の進め方などの参考とするものをC、案に取り入れなかったものをDと区分しております。

次に、3の主な意見の概要等でございます。

まず、計画本編について、ご意見の1番目は、本編の9ページになりますが、温室効果ガス実質排出量の推移について、道と国の削減率の比較があれば、道による貢献度がより分かるのではないかというご意見、2番目は、本編の11ページの削減目標などに関し、昨年12月に北海道電力泊発電所3号機について、道から国へ再稼働の地元同意が伝えられたことを踏まえ、原子力発電の位置づけなどに関する意見をいただいたところでありませ

す。これらについては、ご意見の趣旨を踏まえ、国の削減率との比較や泊3号機の再稼働の同意に関し、脱炭素電源の確保などの道の考え方について、それぞれ追記して修正されております。

次に、裏面の7番のご意見は、対策・施策編についてであり、新築の道有施設はZEBを基本とする方針を明確にしてほしいとの意見です。

このご意見については、道の方針の趣旨が明確になるよう、表記が一部修正されていま

す。なお、ご意見を踏まえた修正内容については、後ほど計画本編を使ってご説明いたしま

す。以上、パブリックコメントの結果の概要についてご説明させていただきました。

続きまして、資料1-3の本編をご覧ください。

素案からの主な修正内容について説明いたします。

まず、9ページをご覧ください。

(3) 北海道の現状では、先ほどご説明したパブリックコメントでの意見を踏まえ、下線のとおり、道と国の削減率の比較を追記し、グラフの下の表を加えました。

次に、11ページの5の北海道の削減目標をご覧ください。

部会でのご議論として、長期目標については、道民目線でゼロカーボンを目指す意義を分かりやすく示し、道民の皆様と意識を共有したいとの観点から、長期目標の枠の中に、温対条例を踏まえ、豊かで美しい自然環境を有するこの北の大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の脱炭素化に貢献することを追記しました。

また、長期目標の枠の下の補足説明についても、条例の表現を踏まえながら、ゼロカーボン北海道を分かりやすく示すとともに、温室効果ガスの吸収量が排出量を上回るカーボンネガティブの実現も見据え、取組を進めることについても説明文を加えるとともに、その意義を全国の脱炭素化を先導することにより、地域との共生を大前提に、良質なGX産業の集積を図り、豊かで暮らしやすい北海道を創造するものとして追記しました。

また、下段の中期目標のグラフの注記、下のほうですけれども、原子力発電については稼働していない状況を踏まえ、考慮していない旨の表記については、昨年12月の泊発電所3号機の再稼働についての地元同意という状況変化やパブリックコメントのご意見を踏まえ、部会での再稼働した場合には、それに伴う再エネなどの出力抑制の拡大などの状況

を踏まえて削減目標を検証する必要があるとのご議論を踏まえまして、その旨、括弧書きで下線の部分を追記いたしました。

次に、14ページの6の温室効果ガス排出抑制等の対策・施策の下線の部分をご覧ください。

同じく、素案以降の状況の変化として、パブコメの意見も踏まえまして、泊発電所3号機の再稼働への地元同意に関し、脱炭素電源としての考え方などについて、道議会へのご説明を基に追記しています。

具体的に同意の考え方として、原子力規制委員会の新規制基準に適合していると認められたこと、安定した電力供給と脱炭素電源の確保により、今後の道内経済の成長や温室効果ガスの削減につながるなどから、道民の声、関係自治体の判断、意見、道議会の議論など様々のご意見を踏まえた上で、知事として当面取り得る現実的な選択と考え、昨年12月に、国に対し、再稼働の同意を伝えたこと、また、原発は安全性の確保が大前提と考え、引き続き国や北電に対し、対応に万全を期すよう求め、道としても防災対策に一層取り組んでいく旨を追記しております。

次に、17ページの下段の④の再生可能エネルギーと地域との共生です。

状況の変化としまして、国が昨年12月にメガソーラーに関する対策パッケージを関係閣僚会議で決定したことを踏まえ、2点、追記しております。

1点目は、下線のとおり、取組の基本的な考え方について、メガソーラー等については、道の共生3原則や国の対策パッケージにも準じて対策を強化する旨を追記しております。

2ページめくっていただきまして、22ページの上段ですが、脱炭素ビジネススタイルへの転換に関する道自らの率先した取組について、先ほどの国のメガソーラー対策パッケージに準じて道として取り組むこととしている道の環境配慮契約対応方針に基づき、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることを追記しました。

次に、資料1-4の対策・施策編ですが、こちらの1ページの下段についてです。

こちらパブリックコメントにおいて、営農型太陽光発電について道内でも事例が増えてきているので、ソーラーシェアリングの文言を入れてほしいとのご意見がありました。

一般的に普及している用語として、ソーラーシェアリングを括弧書きで追記しました。また、3ページの中段の道有建築物の整備について、先ほどご説明しましたパブコメでZEBを基本とする方針を明確にしてほしいとのご意見を踏まえ、下線のとおり、道の方針を明示し、修正しました。

また、4ページほどめくっていただきまして、対策・施策編の12ページの中段ですが、そちらの○、道の率先した取組にも同様の項目がありますので、そちらについても同様に修正いたしました。

最後に、今後の予定をご説明いたします。

資料1-1にお戻りください。

下段の今後の予定ですが、本日、改定計画の部会案をお示しいたしました。

事務局としましては、本日、審議会でご審議いただいた後、計画についてのご答申をいただきたいと考えております。

道としては、答申をいただきました改定計画の案を尊重して成案とし、今月下旬に開会される北海道議会に報告し、議会議論をいただきまして、年度末をめどに決定していく考えでございます。

本計画を速やかに実行に移せますよう、本日のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

ゼロカーボン北海道推進計画の改定案の説明は以上でございます。

○吉中会長 部会でのご審議をどうもありがとうございました。

今のご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

前回の審議会の議事録を少し復習していたのですけれども、そこで出たご意見も反映された上で部会でご審議いただいたということだと思います。その中で、この計画が成案になった後、どうやって分かりやすく一般の人に伝えていくのか、概要版のようなものはつくるのか、そういうご質問があったような記述が残っておりますけれども、その辺について事務局で何かお考えがあれば教えてください。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 概要版につきましては、1枚物をつくることを予定しております。また、成案となりましたら、北海道庁のホームページでも公開させていただきますし、様々な場面でこの計画を広めていきたいと思っております。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○井上副会長 本質的なことではなく、見かけの話ですけれども、資料1-3の本編を1枚めくりますと、2ページのはじめにの下側に黒枠で「改定にあたって」という一文が掲載されております。ただ、ゼロカーボン北海道推進計画は何度かに渡って改定されておりますので、囲みのタイトルを第2次計画あるいは第2次の推進計画の改定に当たってという書きぶりにはどうかという提案が一つです。

それから、これも本質的な話ではございませんけれども、資料1-4と資料1-5の対策・施策編と資料編も表紙のページに決定した日付を本編と同じように入れられるのがいいと思いますし、特に、対策・施策編は大事な内容になりますので、無理に目次を小さく1ページにまとめないで、ほかのページと同じように見やすくされてはどうかと思いました。

○吉中会長 事務局、今のご提案はよろしいでしょうか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 表記につきましては、そのような形で分かりやすく示していきたいと思っております。

それから、資料1-4の目次が小さくて分かりにくいということでした。実は、この目次ですが、パブコメの意見で中身についてどこに何があるのかが分かりづらいというご意見がありまして、このように体系的なものとして示していきたいと考え、少し工夫をしました。

ただ、井上副会長がおっしゃるように、現段階では字がすごく小さくて見えづらいですので、案を取りながら、より大きな形で示していきたいと考えております。

また、策定年月日とか、そのあたりは分かりやすく記載していきたいと考えております。
○吉中会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○嵯峨委員 先ほど、概要版をつくるということで、1枚物にまとめるというお話でしたけれども、これだけの中身のあるものを1ページにというと、初めて読む方はほとんど理解できないのではないかという気がします。コンパクトならいいのですが、1ページにこだわらずやったほうがよろしいと思いますので、ご検討いただければと思います。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） ご意見をありがとうございます。

1枚にこだわらず、分かりやすいものをつくっていききたいと思います。また、子どもにも読んでいただけるようなものもつくりたいと思っております。

○吉中会長 そのほか、よろしいでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 それでは、今、井上副会長からご提案のあった体裁のところを一部修正していただいた上で、この案を答申するというところでよろしいでしょうか。

（委員からの反対意見なし）

○吉中会長 それでは、後ほど、答申という形でお返ししたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

部会でのご審議、本当にお疲れさまでした。

それでは、二つ目の議事に行きたいと思えます。

令和6年度（2024年度）におけるゼロカーボン北海道推進計画に基づく施策等の実施状況について、同じく地球温暖化対策部会でご審議いただいて、指定事項となっております。

こちら、佐藤（友）委員からご説明をお願いいたします。

○佐藤（友）委員 引き続き、佐藤から説明いたします。

資料2-1から資料2-3までありまして、資料2-1が概要、資料2-2が何冊かに渡っていて、参考資料の1から2までございます。そして、資料2-3が答申の内容です。

本件につきましては、11月20日に知事から環境審議会へ諮問が行われました。そして、先ほど会長がおっしゃられたように、本件は、環境審議会運営要綱に基づく指定事項でありますことから、付託された地球温暖化対策部会において調査、審議、評価を行いまして、先週1月30日付で答申を行ったところでございます。

私からは、資料2-1の概要に基づきまして全体を説明いたします。

まず、1の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素吸収量の状況につきまして、主な状況について3点、そして、表が2点ございます。

まず、一つ目の丸ですけれども、2023年の状況につきまして、本道の温室効果ガス

排出量は5,774万トンとなる見込みです。そこから吸収量の991万トンを差し引いて、実質の排出量が4,783万トンとなる見込みです。

下の表を見ていただきますと、この値は、基準となる2013年度の比で35.1%の削減で、前年度との比で見ますと1.6%の減少になりまして、継続した減少傾向にあることが確認できます。

それから、2点目の1人当たりの温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移する見込みです。この排出ですけれども、全国と比較しますとおよそ1.3倍に相当しまして、全国に比べると比較的高い水準にあることが分かります。こちらは北海道の特徴である積雪寒冷の地域であることから、暖房の灯油消費量が多いこと、それから、広域分散型のために自動車等の依存が大きいことが背景にあります。

それから、3点目ですが、前年度からの比較で部門別に見た下の表をご覧ください。

前年度との比較で見ますと、産業部門では減少傾向にあります。これは製造業における排出の大部分を占める鉄鋼関係のセクターでの減少が大きいことが要因として挙げられます。一方で、家庭部門に関しましては、春から秋に気温が高かったことに伴いまして、冷房等の電力消費が増えたことが微増の要因となっています。

それから、その他の部門、運輸部門に関しましては、コロナ禍以降の人流の増加に伴って第3次産業の活性化が原因となって増加していると考えられます。

こちらが主な状況です。

2番以降は、重点的に進める取組の実施状況ということで、各施策につきまして1ページから最後の6ページの中段まで施策ごとの評価が続いています。

(1)の多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化に係る施策が1ページか4ページの上の部分まで続きます。そこから(2)の豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用に係る施策が2点続きます。

4ページの下(3)につきましては、森林等の二酸化炭素吸収源の確保に関連した施策の評価結果となります。

6ページまで進んでいただきまして、最後に3番として、道の事務・事業に関する取組の実施状況の総括がこちらにあります。

道の事務・事業に関しましては、基準年度の2013年度と比較して29.2%の削減、前の年度と比べましても1.4%の減少となり、引き続き減少傾向にあることが確認されました。

以上のような評価結果を踏まえまして、地球温暖化対策部会としましては、資料2-3にございますとおり、1月30日付で取りまとめた結果の答申を行っております。

資料2-3の1枚をめくっていただいて、右上に「別紙」と書いてありますが、こちらが答申に付加された評価結果の取りまとめになります。

別紙の上のほうに3段落にわたりまして全文が書かれています。

この3段落目ですけれども、昨今の状況を踏まえた記述があります。

内容としましては、令和7年7月に国がGX2040ビジョンを策定したと併せて地球温暖化対策計画を改定しました。それを踏まえまして、道としても新たな削減目標の設定のほか、本道の強みを生かしたGX施策の展開や地域の発展、共生に資する脱炭素化の取組など、道内一体となって推進していくための計画の見直しを検討する必要がある旨の評価を加えております。

そこから、1番、2番、3番と先ほど説明した内容を包含する形で、1番として、まず、温室効果ガスの実質排出量の状況です。

繰り返しになりますが、まず1点目として、温室効果ガスの排出量、吸収量を考慮しまして、2023年度の実質排出量が減少傾向を維持している旨を記載しております。その背景として、新エネの導入を拡大したこと、それから、排出の3割を占める産業において減少が見られることなどを記載してございます。

それから、2点目は、温室効果ガスの実質排出量の減少傾向を着実なものとするため、今後も脱炭素化の取組を一層加速する、さらには吸収量の確保が必要である旨を記載しました。

3点目は、コロナ禍以降、経済の回復基調にあること、それから、国際情勢、為替等の変化によって、エネルギー価格に変化が見られます。価格の上昇の傾向が見られますので、今後の推移についても注意して評価する必要がある旨を追記しております。

続きまして、2番です。

まず、全体的な事項として、施策の観点では、ゼロカーボンの実現のみならず、地球温暖化防止対策条例の基本理念などに規定されているとおり、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に実現することを目指し、各般の施策に取り組むことということで、具体的には以下のとおりです。

まず一つ目として、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化として、一つ目の丸では、次世代を担う若い世代に持続可能な社会するためにも、道民一人一人の意識改革や行動変容につながる取組を進めていただきたい旨、それから、二つ目の丸として、気候変動による影響、特に被害を伴うような悪影響等を回避、軽減するために、道の適応計画に基づいて、適応センターを中心として、情報の収集や情報の提供、助言を効果的に行うこととしております。

一番下ですけれども、豊富な再生可能エネルギーの最大限の利用ということで、本道の特色の一つである豊富な再エネのポテンシャルを生かして再エネの導入、拡大を進めること、そして、GX政策と協調して産業の振興を進めること、さらに、自然災害へのレジリエンス向上につなげて需給一体となった分散型エネルギーシステムの構築、展開を図ることとしております。その際には、地域との共生に注意していただいて、それを実現するために、地域環境に対する適正な配慮と地域住民の理解の下で関係事業が進むように取り組む旨を記載しました。

最後のページが吸収源の確保に関する文書です。

二酸化炭素吸収源のさらなる確保に向けて、計画的な森林の整備や保全を支援するほか、農地土壌の造成やブルーカーボンの主要な吸収源である藻場の造成など、炭素の貯留に貢献する取組を進めることとしております。

以上のような評価結果を取りまとめましたことを報告いたします。

道におかれましては、これらの評価結果を踏まえまして、引き続きゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に進めていただきたいと考えております。

○吉中会長 詳細なご説明をどうもありがとうございました。

今ご説明いただいたことに関しまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員からの質問・意見なし)

○吉中会長 それでは、こちらも部会でご審議いただきまして、どうもありがとうございます。

今、佐藤（友）部会長代理もおっしゃいましたけれども、この答申の評価結果をしっかりと踏まえて、推進に向けて適切な施策を展開していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次も部会への指定事項ということで、温泉部会にお願いしている案件です。

温泉法の規定に基づく許可申請について、こちらは高橋部会長からご報告をお願いいたします。

○高橋委員 高橋からご報告いたします。

温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告いたします。資料3をご覧ください。

温泉部会では、環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分に審議を行っておりまして、その結果を北海道へ答申させていただいております。

資料3-1の令和7年度（2025年度）環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和7年11月26日に第3回温泉部会を開催しております。

その議案一覧を資料3-2、そして、参考資料を3-3-1と3-3-2に添付してございます。

第3回温泉部会では、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請に対して審議いたしまして、全ての議案について許可相当と答申いたしました。

温泉部会における審議結果の報告は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中会長 資料3に基づいてご説明いただきました。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員からの質問・意見なし)

○吉中会長 特にならなければ、ご報告を承ったということで、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」における「太陽光発電施設に関する基準」について、事務局から審議会の皆様のご意見を賜りたいということで議事に入れさせていただいております。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） 道庁経済部GX推進課の日野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準における太陽光発電施設に関する基準について、資料4に基づきましてご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、今回の趣旨でございますが、道では、再エネの導入に当たりましては、関係法令の遵守はもとより、自然環境との調和など、地域と共生する事業が適切に実施されることが重要と考えております。

こうした取組を進めるには、温対法に基づく促進区域制度も有効な施策の一つでございます。道としてもその取組を推進しているところでございます。

今回は、太陽光発電施設の設置をめぐる地域との共生に関する最近の動向を踏まえまして、今後、道の環境配慮基準を基に促進区域制度をさらに推進していくに当たりまして、改めて環境審議会の委員の皆様にご意見を伺うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、促進区域に関する現状の取組についてでございますけれども、1ページをご覧ください。

委員の皆様は既にご存じかと思うのですが、地域脱炭素化促進事業における促進区域ということで、温対法に基づく制度でございます。市町村は、地域と共生する再エネ事業の導入を促進する区域を設定することができることになっています。また、環境配慮基準とは、市町村が促進区域を設定するために、国や都道府県が除外すべき区域等を定めたものとなっています。

下の方にはイメージ図がございますけれども、道の環境配慮基準は、まず、国が促進区域から除外すべきとした区域や考慮対象事項とした区域などを道の促進区域から除外すべき区域として設定するとともに、そのほかにも考慮対象事項を定めている基準になってございます。市町村は、この道の環境配慮基準を踏まえて促進区域を設定することとなっております。

2ページをご覧ください。

太陽光発電施設に関する促進区域の設定状況ということで、昨年12月末時点の道内における状況ですが、現在は13の市町が設定済みでございます。

促進区域の内容としましては、例えば、二つ目の幕別町では、屋根置きの太陽光につきまして、公共施設、学校、福祉施設、医療機関や市街地、また、野立てのものにつきましては、保安林や地域森林計画対象区域を除く町有林を促進区域としています。また、釧路町におきましては、屋根置きにつきましては、公共施設や住宅等、また、野立てにつきましては、町有地等を促進区域にしているところでございます。

次に、3ページをご覧ください。

士幌町では、公共施設とか、エネルギー使用量が多い事業所の屋根や敷地などを太陽光の促進区域として設定しているところでございます。

次に、4ページは、市町村が促進区域を設定する際のプロセスの一例でございます。

まず、ゾーニングマップの作成ということで、地域との共生を前提とした適切な再エネ導入を促すため、例えば、日照時間などの事業性、法律や条例、自然環境の影響など、環境配慮事項をそれぞれ重ね合わせていきまして、事業適地を可視化し、調整事項をあらかじめ整理したゾーニングマップを関係者や有識者の意見を反映しながら作成されていきます。その上で、そのゾーニングマップにより可視化された事業適地について促進区域の設定ということで、地域との合意形成を経て促進区域が設定されていくという流れが一例としてございます。

ゾーニングマップを公表することで、事業適地や調整が必要な区域が見える化されて適地誘導を図るということで、実際の事業者が市町村のマップを見て、あらかじめ調整が必要な課題がある地域を避けることができるなど、事業予見性を高める効果や、市町村にとりましても望ましくない地域への立地に対する一定の抑止力として機能しているという声もお聞きしているところでございます。

続きまして、道の取組をご紹介させていただきますので、5ページをご覧ください。

道の取組ですが、道では、市町村等における地域の脱炭素化に向けまして様々な支援を実施しているところでございます。

主な取組を何点か挙げさせていただいておりますけれども、例えば、市町村向け研修会や専門派遣、また、市町村訪問などを実施しております。市町村訪問では、国と連携しながら訪問させていただいております。地域の課題をお聞きしたり、例えば、促進区域設定に当たっての相談対応や各種助言なども行わせていただいております。

道では、地域との共生の実現に向けまして、国や市町村と一層の連携を図りながら、促進区域制度の活用などの取組を加速させていきたいと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。

こちらは、令和7年度における地域脱炭素に関する事業の資料です。

資料の真ん中にゼロカーボン塾というものを掲載していますが、こちらは道の事業でございまして、市町村職員を対象として、促進区域をはじめとする地域脱炭素に関するセミナーを体系立てて、複数回、市町村職員に向けて開催させていただいております。その中では現地視察会なども実施して、より実践的なカリキュラムとしているところでございます。

例えば、これから促進区域を設定しようとする市町村からは、先行地域がどのように実施したかなどをお聞きしたいという声もございまして、このゼロカーボン塾などを活用して、課題の共有など、市町村間の交流やネットワーク形成などもご支援しているところでございます。

次に、国の取組ということで、7ページをご覧ください。

国におきましても、促進区域の設定に向けた支援策は様々ございますが、その一つとして、こちらに掲載しているハンドブックを作成されていたり、次のページにあるとおり、再エネのポテンシャルのデータベースなどが用意されているところです。

道では、引き続き国と連携しまして促進区域の設定などに向けた市町村の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、9ページをご覧ください。

最近の動向ですけれども、皆様は報道等でご存じかと思うのですが、最近、太陽光発電事業につきまして様々な動きがある中で、道では、昨年11月に北海道独自の取組として、地域との共生に関する知事メッセージを发出させていただいております。その中では、北海道発共生3原則として、関係法令の遵守は絶対、法令違反には厳正に対処、地域との共生が大前提という3原則を示させていただきまして、違法な投資は容認しないことを大前提に、自然や生活環境への配慮を求めているものでございます。

このメッセージにつきましては、ホームページやSNSなどで広く周知させていただいているほか、次のページに掲載しているリーフレットを事業者の方にお配りするなど、地域と共生した事業が実施されるように周知徹底を図っているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

道の取組として、再エネ導入に当たりましては、関係法令の遵守は絶対ということで、その取組の一つとして、法の中でできることをまず徹底して行うこととしております。その一環として、森林法や関係法令の違反事務取扱要領を改正しまして、下の方にありますとおり、例えば、悪質性の高い事案につきましては、行政指導を経ずに監督処分を実施できるように改正するなど、そういう取組を実施しているところでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

国におきましても、昨年12月に大規模太陽光発電事業、いわゆるメガソーラーに関する対策パッケージを決定したところでございまして、主な対策としましては、一つ目の不適切事案に対する法的規制の強化の自然環境の保護ということで、環境影響評価の対象の見直し及び実効性の強化や、15ページですが、④のその他として、こちらは促進区域制度のことも含んでいるのですけれども、各自治体が再エネ導入を促進するエリアについて各地域の実情に応じた適切なエリアの設定を支援することとされています。

また、16ページをご覧いただきたいのですが、3番目の地域共生型への支援の重点化ということで、FIT・FIP制度による支援に関して、2027年度以降に事業用太陽光については廃止を含めて検証したり、先ほどもゼロカーボン戦略課からご説明が

ありましたが、国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定することとしております。

こちらの電力調達につきましては、道でも国に準じて環境配慮契約方針を改定予定となっております。

ご説明としては以上になりますけれども、次のページ以降に参考資料として、道の環境配慮基準、こちらは太陽光発電施設について道が促進区域から除外すべき区域としているところなどを17ページ以降に掲載させていただいたり、24ページ以降に、他県の環境配慮基準の策定状況、30ページ以降に、昨年10月に実施しました再エネと地域との共生に関する市町村アンケートの結果も掲載させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

委員の皆様には、繰り返しになりますけれども、太陽光発電に関する最近の動向を踏まえまして、道の環境配慮基準や促進区域制度の推進に向けまして、市町村支援の方向性などについてご意見を頂戴できますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○吉中会長 少し分かりにくい制度というのが問題だったのかもしれませんが、ご質問、ご意見をいただければ大変ありがたいです。

○大橋委員 本件についてこの場で意見を求められた目的ですが、例の釧路湿原のような事案が今後発生しないようにという観点で意見を述べればいいという理解でいいのでしょうか。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） そういう観点もそうなのですが、こちらはポジティブゾーンをつくる制度となっておりますので、地域と共生した再エネを導入するに当たって、道として環境配慮基準を基に市町村の支援をする上で、こういうふうにしたらいいのではないかというようなご意見を改めて頂戴できればと思い、今回の議題とさせていただきます。

○事務局（木村新エネルギー担当局長） 補足ですけれども、道の環境配慮基準につきましては、こちらの環境審議会でいろいろとご意見を伺いながら策定された経緯もありましたし、大橋委員がおっしゃられたように、釧路の案件もいろいろと動きがございましたので、改めて、その状況のご説明と、今後、この基準もそうですけれども、地域との共生を進めていく上での様々なご意見をいただければということで、今回、議題としてお願いしておりました。

○大橋委員 環境配慮基準自体、再エネなどの導入をしっかりと進めていく上で必要な基準であるとは理解していますが、知事の方針にもありますように、そこから逸脱する行為については厳正に対処しなければならないと思います。

今回の争点というか、もめていたところで、生態系の調査をしっかりとやっているけれども、実はやっていないのではないかとか、そういうところに対して道としてどのように対応していくのかというところは必要だと思います。

私も実際にどういう対応をしたかがはっきり分かっていなくて申し上げるのですが、第三者委員会ではないですけれども、外部の調査が終わるまで工事をさせないとか、そのような仕組みをつくることも必要ではないかと思いました。

○吉中会長 基準の中身についてでもいいですし、先ほどご説明いただきましたが、この基準に基づいて北海道として取り組まれていること、あるいは、これからどういう地域へ支援をしていけばいいのかなど、いろいろな観点からご自由にご発言いただければありがたいです。いかがでしょうか。

○高橋委員 私はほとんど素人なので教えていただきたいのですが、今日の議題というのは、今ある制度に抜けがあるので、それを補完するようなことを考えているのか、それとも、制度運用上の問題があるので、そこに対して意見を求めているのか、どちらに近い感じになるのかを教えていただきたいです。

○事務局（木村新エネルギー担当局長） 制度を補完ということでもないのですけれども、地域との共生を進めていく上で、まずは基準のほうで何か見直す点があるのか、ないのか、あるいは、もしこのままでいいのであれば、こういったことに気をつけていけばいいのではないかと、また、いろいろな方策があると思うので、こういうところにも留意しながら進めていけばいいのではないかとということで、特段、決め打ちで言っているわけではありません。我々も、再エネを進めていく立場ではあるのですけれども、やっぱり地域との共生は大前提ですから、皆さんからの様々なご意見をいただければという思いで、今回、議題としました。

○高橋委員 具体的なアイデアがあるわけではないのですけれども、例えば、4ページにゾーニングマップの作成とあります。これは、市町村がゾーニングマップをつくるという理解ですね。これは、結構手間というか、大変な作業ではないかと素人ながら思うのですけれども、実際にこのようなゾーニングマップをつくることに取り組まれている基礎自治体があったら教えていただきたいです。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） 何件かございますのと、環境省でもゾーニングに対する補助がございまして、今もそれを活用して実施しているところがございます。例えば、今年度は旭川市が補助を活用していろいろな取組を進めているところです。

○高橋委員 そういう制度があるのでしたら、道のほうでもバックアップして活用していただければありがたいと思います。

○吉中会長 ほかにいかがですか。

○佐藤（友）委員 本件は、法令の遵守が大前提であると理解しているのですけれども、資料の後半にご説明がなかったアンケートの結果が載っています。例えば、30ページの一番最後のポツで、報道によってよい再エネが風評被害を受けているとございます。先ほどの議題の1と2のゼロカーボン施策にありまして、再エネの導入とその拡大がゼロカーボンの達成において非常に重要ですので、特に既存の良質な地域との共生をしているような再エネが向かい風にならないような後押しを行政として進めていく必要があると

強く感じています。

例えば、こういった風評被害的なものに関しては、中立な立場からのファクトチェックのような形で、適正な審査を経て、こういったいい面があってやっていますということを積極的に出していく必要があると思います。そういった活動を通じて、新しい再エネの導入の後押しになると考えています。

以上、コメントです。

○吉中会長 先ほど、高橋委員から基準の見直しというご質問があったと思いますが、基準自体を見ますと、見直しという項目が一応書かれていて、この促進区域の設定状況について、毎年、道が取りまとめてこの審議会に報告し、この審議会の意見を踏まえるなどして、必要があると認めるときは基準の見直しを行うという規定がありますので、また時期が来ましたらそういう議論も必要になってくるかもしれないということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○嵯峨委員 私は素人なものですから、教えていただきたいのですが、13ページです。

これまでは、悪質性の判断で、場合によっては行政指導を経ずに監督処分を実施するとあります。この監督処分でイメージされるものは、具体的にどういふことをどのような形でしていくのでしょうか。

○事務局（木村新エネルギー担当局長） この改正に関しての背景ですけれども、釧路市北斗の案件がありまして、森林法で0.8ヘクタール以上の開発の場合は許可が必要なのですが、その許可を経ずにやったということがありました。その際に、13ページにあるとおり、今までは勧告のような行政指導を何回か踏まえた上でなければ中止の勧告はできなかったのですけれども、そういったものなしに速やかにそういった措置を取るというものなので、監督処分という例の中には、中止勧告などの行政の行為を念頭に置いております。

○吉中会長 ほかによろしいでしょうか。

（委員からの質問・意見なし）

○吉中会長 それでは、今日のご欠席の上園委員から、この資料に対するご意見をいただいております。皆さんのところに紙で配付されているかと思いますが、事務局からご紹介いただけますか。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） 上園委員からは、例えば、市町村が促進区域を設定するに当たって役立つチェックリストのご紹介や、道の地域との共生に係る取組についてご意見をいただいているところです。

我々としましては、例えば、ご紹介のありました再エネチェックリストとか、他県のモデル事業などを、先ほどご説明させていただきました道のゼロカーボン塾などを通じまして積極的に活用させていただきたいと思っております。

また、地域との共生に関する様々なご助言につきましても、促進区域制度の活用を含めまして、地域共生の取組を進めていく上で、ぜひ今後の参考とさせていただきたいと思

ているところです。

○吉中会長 上園委員からいただいたご意見も見ていただいて、さらにご質問やご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上副会長 私は、ちょっともやもやししながら、今日の意見聴取で我々はどう答えるべきかと考えていたのですけれども、資料の9ページの地域との共生3原則のうちの三つ目の地域との共生が大前提というところで、それに対して六つの要件が右側に述べられていて、これに対して意見を求められていると伺っています。

この六つの要件は、確かに重要ではありますけれども、いずれも、どちらかという再生可能エネルギーを抑制する方向にあると。この言い方は語弊があるかもしれませんが、環境の保全や生活環境の保全など大事なことばかり述べられていると理解しました。

ただ一方、今日の資料の後ろのほうにある各市町村のアンケート結果を見ますと、各地元は促進地域での促進にも期待をされていて、そこに誘導するためにはどうしたらいいのということがあまり打ち出されていないと思います。上園委員からの意見の二つ目にヒントをいただいているように思ったのですが、特に宮城県と青森県は税制による誘導をしているということで、こういうところは非常に参考になるのではないかと感じました。

ですから、9ページの地域と共生する六つの要件は非常に大事ではあるけれども、逆に、ゼロカーボンを達成するために誘導する方向についても道として発信をしていく、あるいは、施策を打つということも考えなければいけないのではないかとこの意見です。

○事務局（木村新エネルギー担当局長） おっしゃるとおり、結構厳しい規律強化の取組を打ち出しているのですけれども、その前段では、我々も、投資を誘導するために、企業の立地補助金の拡充や税制優遇措置、国の規制緩和の3本柱を基にどんどん誘致していこうという話がありました。

それは当然やっているのですが、一方で、地域との共生という話が今回のアンケートにもあったのですけれども、道からそういう発信をしていただきたいということでした。ですから、アクセルとブレーキをバランスよく、そして、言葉としては、上園委員にも言っているのですが、良質な投資をということです。良質というのは、もちろん法令は遵守した上で、地域への理解があるものという理解をしております、そういった誘導策も併せてPRしていきたいと思いますが、資料の11ページにあるとおり、こちらのメッセージを発信したときは地域との共生をメインで出していたのですけれども、資料の11ページの右側に相談窓口と設けているのですが、こちらで各種支援制度もアピールしたりということも併せて情報発信をしていきたいと思っております。よろしく願います。

○吉中会長 そもそも、促進区域の制度自体、適地にしっかりと誘導していくという趣旨だと思いますので、それに当たって、適地でないところは排除した上でしっかりと適地に誘導していかなければいけないのだろうと思いました。

どこかに書いてあったと思いますけれども、経済的な観点からも地域にどういうメリッ

トがあるのか、あるいは、地域で循環するエネルギー利用ということも部会からあったと思いますけれども、そういうものも必要になってくるのだろうと思って聞いておりました。ほかにいかがでしょうか。

(委員からの質問・意見なし)

○吉中会長 私が何回か前の審議会で申し上げたことですが、この制度の基となっている法律が改正されて、昨年の4月に施行になっています。その中で、この促進区域の設定についても、各市町村単位でなく、もう少し広域でつくっていく、誘導していくことも必要ではないかという趣旨があったかと思います。そういう意味でも、北海道として果たすべき役割はあると思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。

それでは、もし何かお気づきの点ありましたら、この後でも構いませんので、直接事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、この議題については終わりたいと思います。

以上で、本日予定していた議題は終了となります。

何か言い残したことなどはございませんか。

(委員からの質問・意見なし)

○吉中会長 もしなければ、先ほどの皆さんにお認めいただいたゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、一部修正をした上で答申をさせていただきたいと思います。

環境審第23号令和8年(2026年)2月3日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長吉中厚裕。

ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて(答申)。

令和7年5月20日付ゼ戦第106号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

どうぞよろしく願いいたします。

[答申書の手交]

○吉中会長 それでは、予定していた議事は以上です。

今日は、お忙しいところをご出席いただき、また、貴重なご意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございました。

進行を事務局にお戻しします。

3. 閉 会

○事務局(高橋環境政策課長) 吉中会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましては、貴重なご意見、ご指摘をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、事務局の不手際によりまして開始が遅れてしまいました。改めておわび申し上げます。

次回の審議会の開催についてのご案内でございますが、3月下旬を予定してございます。現在、事務局から委員の皆様へ日程を照会させていただいております。年度末のお忙しい時期になりますが、ご出席にご協力いただきますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上